

巻頭言



子どもたちとの向き合い方

私が未成年後見人をしていた少年(女子)が来月、少年院から仮退院します。今、21歳ですが、親をはじめ親類縁者はだれもいません。帰住先がないのです。悩みましたがこれも何かのご縁と思い、私が親代わりになって引き受けることにしました。

少年院出院者に対する社会の目はとても冷たいです。そんな時、少年院出院者が社会復帰できるように、同じような経験をしてきた元出院者がサポート活動をしている「セカンドチャンス」という団体を知りました。元出院者の言葉にはハッとさせられました。「非行をしたことのない人間には非行少年の気持ちはわからない」「少年院で沢山の先生と話をし初めて信じられる大人もいるのかなど思うことができた。」「人のために役立っていることを実感したり、人から感謝されたとき自分の中で何かが変わった」というのです。私たちはいつも子どもたちに反省を求め、教え導こうとします。そして、子どもの気持ちを理解したつもりになります。ところが、「私の話を真剣に聴いてくれたのは少年院の教官が初めてだった」という少年に時々出会います。親も先生も警察官も裁判官も調査官も弁護士も、それまで彼らの目の前を通り過ぎて行った「立派な」大人たちはみんな真剣に話を聴いてくれなかったというわけです。『反省させると犯罪者になります』(岡本茂樹著)という本があります。そこにこんなことが書かれています。「子どもが問題行動を起こした時に反省を求めてはならない。ひとまず叱ることは控え、本人が問題を起こすことに至った理由に耳を傾ける必要がある。そこには、必ず、寂しさやストレスといった否定的感情がある。自分の心の中にたまっていた否定的感情が全て出ることによって、初めて自分が起こした問題行動の過ちに気づける。そこから本当の意味での反省が始まる。」



どうも私たちは子どもたちとの向き合い方を間違っていたようです。教え導くのではなく子どもの言葉に耳を傾け、子どもから学ばせていただく。この控えめな姿勢が子どもたちとの信頼関係を築くときの「肝」になるような気がします。きっと子どもの権利を尊重するというのはそういうことなのです。

子どもシェルターレラピリカ
理事長

内田 信也



LGBTに関する研修を開催しました

理事 加藤 丈晴

最近マスコミなどでLGBTという言葉を目や耳にすることが多くなりました。LGBTとは、レズビアン(女性同性愛者)、ゲイ(男性同性愛者)、バイセクシュアル(両性愛者)、トランスジェンダー(心と体の性が一致しない人)の頭文字をとったもので、セクシュアルマイノリティと呼ばれる人たちの総称です。当シェルターでも、過去に自分の性別に違和を感じる子が入所したこともあり、理事、コタンあるいはスタッフとして、LGBTについて正確な知識を持ち、セクシュアルマイノリティ当事者の子が入所した時に、適切な支援や配慮ができるようにしておくことは不可欠であるため、3月26日に、LGBTに関する基礎知識について研修を行いました。

LGBTを理解する上でもっとも重要なのが、性的指向と性自認の区別です。性的指向とは、恋愛や性的興味の向かう対象が何か、すなわち「好きになる性」の問題であるのに対し、性自認とは、自分の性をどのように認識しているか、すなわち「心の性」の問題です。レズビアン、ゲイ、バイセクシュアルは性的指向の問題であるのに対し、トランスジェンダーは、性自認の問題です。最近では、この2つの概念を、英語の頭文字をとって、SOGI(ソジ)と呼んだりしています。この性的指向も性自認も、自分で選択できるものではありません。男性の身体に生まれた人が、自分が男性であるという認識を持ち、女性を好きになるにあたって、そのような選択を意識的にしていないのとまったく同じように、男性の身体を持つトランスジェンダーの人が、自分が女性であるという認識を持ち、ゲイの男性が、男性を好きになったりするのです。

このようなLGBTの人たちは、世界中のどこでも、いつの時代でも、一定の割合必ずいると言われています。日本でも、電通ダイバーシティ・ラボの2015年の調査によれば、人口の7.6%いるとの結果が出ています。7.6%といえば、左利きの人の割合、血液型がAB型の人の割合、苗字が佐藤、田中、鈴木、高橋の人の割合とほぼ同じです。ですから、LGBTの人たちは、どこの職場にも、どの学校にも必ずいるのです。

しかし、自分の家族、友達、同僚などに、LGBTの人たちがいるという人は、日本ではあま

り多くないかもしれません。日本で行われたある調査で、同性愛者の家族・同僚・友人がいると回答した人は、全体の5.3%。トランスジェンダーについてはわずか1.8%で、これはアメリカで行われた同様の調査のいずれも10分の1くらいの割合になっています。このことは、アメリカよりも日本の方がLGBTの人たちが少ないということを意味していません。日本では、LGBTの人たちが「いない」のではなく、「見えない」のです。

日本は、同調圧力の強い社会だと言われています。「異性を好きになるのが当たり前」「身体の性と心の性が一致するのが当たり前」という社会の雰囲気の前で、LGBTの人たちは、周囲からの目を気にしてカミングアウトをすることができず、仮面を被って生きることを余儀なくされています。LGBTに対する差別的な言葉や否定的な言葉は世の中にあふれており、その言葉が自分に直接向けられたものではなくても、自分の性の在り方を肯定的にとらえられず、自己否定を強いられることとなります。このことが、高い自殺(未遂)率や自傷行為率につながっているとされています。

LGBTの子どもたちは、日常的にさまざまな困難にさらされています。特にトランスジェンダーの子どもたちが抱える問題は深刻です。制服や髪型の問題、トイレや更衣室の問題、名簿や呼称の問題、修学旅行など宿泊を伴う行事の時の問題など、トランスジェンダーの子どもたちにとって、学校生活は困難に満ちています。平成27年に文部科学省から性同一性障害を持つ子どもたちに対して適切な配慮をするように求めた通達が出されましたが、未だに教育現場における配慮は不十分で、自認する性に従った制服を着られないがために、不登校になってしまっている子どもたちもたくさんいます。

LGBTの子どもたちに対するいじめの問題も深刻で、「ホモ」「レズ」「オカマ」などの差別的な呼称で呼ばれたり、服装や仕草をからかわれたり、周囲から無視されたり、時に暴力まで受けたりします。このようないじめの問題に、教師の理解は十分ではなく、逆に一緒になってからかったりなど、いじめに加担しているケースも多く見受けられます。

LGBTの子どもたちは、そうでない子どもたち

と比べて、親からの虐待も受けやすいと言われて
います。親が子の性的指向や性自認を受け入れ
ず、子に対し暴力を振るうほか、家に閉じ込め
るなど行動を制限したり、「家の恥」「そんな格好で
歩くな」などと述べて罪悪感を植え付ける、中
には、「異性の魅力を教える」などとして性行為
の強要をするといったケースも報告されていま
す。家に居場所を見つけられない子どもたちは、
家を出して、生きていくために性風俗の世界に
入り、犯罪に巻き込まれるケースもあります。

このような状況から、大人の助けを求めている
LGBTの子どもたちは、見えにくいけれども、
たくさんいるはずです。このような子どもたちを

援するにあたって、私たちに求められているの
は、LGBTであるがゆえの不自由さ、生きにくさ
に対する想像力です。LGBTであることそれ自体
が不自由なわけではありません。不自由さ、生き
にくさの原因は、周囲の人々による差別、偏見、
無理解にほかなりません。もっとも、無理にす
べてを理解しようとする必要はなく、ありのま
まを受け入れることが大切だと思います。それ
と同時に、性的指向や性自認の問題は、一部
のマイノリティ特有の問題ではなく、私たち
一人ひとりの問題であり、自分が自分らしく
生きるための基本的な権利の問題であるとい
うことを意識することが必要なのだと思いま
す。

札幌南藻園の見学に行ってきました

弁護士 栗田 みち子

平成30年2月、のんのスタッフ、事務局、夜間ボ
ランティアなどで、児童養護施設「札幌南藻園」
を見学させていただきました。

見学当時の天候は雪。旭山記念公園に向かう坂
を上っていくと、雪に覆われた広いグラウンドの
ある施設が見えました。一見すると小さな小学
校のようです。施設内はとても明るく、児童会
館のような幼稚園のような、温かい雰囲気を感じ
ました。

案内していただいた園長もとても温かい方で、
園内のイベントでの子どもたちの頑張りや、卒
園した子どもたちのその後の活躍などを嬉し
そうに教えてくださいました。卒園生の中には
子どもの福祉に関わる仕事に就くことを目指
している子もいるそうで、南藻園での生活が
良い糧になればいいなと思いました。

札幌南藻園は定員が50名弱の「大舎制」の
施設ですが、平成29年4月に、大舎とは別に
小規模グループケアの分園が開設されたこと
で、分園も見学させていただきました。厚生
労働省が児童養護施設のケア単位を小規模
化するよう推進しており、北海道内でも小
規模グループケア施設が増えているようで
す。今回見学させていただいた分園は男
の子を対象とした定員6名の小規模施設
でしたが、南藻園では今後女の子を対象
とした小規模型の分園の設置も予定してい
るとのことでした。

小規模化の目的の一つが「一般家庭に近い
生活体験を持ちやすいように」ということ
にあるのですが、南藻園の分園も、子ども
一人一人の部屋、

リビング、キッチン、和室、家庭用風呂など、
一般家庭とほとんど同じような作りでした。
さらに、設計段階からスタッフも含め念入りに
検討したとのことで、北海道の寒さを利用
した貯蔵庫や、男の子ならではの大量の洗
濯物を干せる広い洗濯室など、アイディア
が詰まった施設でした。子どもは自分で
洗濯、掃除をし、当番制で除雪のお手伝
いをしたり、たまには料理を作ったり、子
ども同士で勉強を教え合ったり、スタッ
フとも遊んだり、少し兄弟が多めの一つ
の家庭のように暮らすそうです。これまで
大舎制の本園にいた子どもは分園の1人
部屋に寂しさを感じたりもするそう
ですが、少しずつ自立心が芽生えるなど
成長も見られるとのことでした。

のんのも小規模な施設ですので、今回分
園を見学させていただいて、真似したい
点が見つかり、とても良い機会となり
ました。のんので過ごす子どもたちも、
父のような理事に守られ、母のような
スタッフに怒られ(?)、兄弟のようなコ
タンに付き添われ、安心してのびのび
過ごし、元気に羽ばたいて行ってほ
しいと思います。





「自立援助ホーム MaAyaの家」を見学して

のんで過ごした方の行き先のひとつとして自立援助ホームが考えられます。そこで、以前から「自立援助ホーム MaAyaの家」の様子を見たいと思っていて、このたび見学をしてきました。

建物は普通の住宅地にあり、一般住宅をリフォームしていました。とても広く、明るい感じでした。現在、6名定員のところ5名入居中。うち1名入院中。児相からの入居の打診は絶えない状況ですが、子どもの健康状態によっては、受け入れることができないこともあるようです。

入居者に、絵やお茶を習い事として行っていたり、成人式には晴れ着を着させたりと、入居者の良い思い出となる活動をしているという話を聞いたり、実際の写真を見せて頂いたりすることが出来ました。職員の方が着物の着付けの勉強をしたり、振袖を探したりするエピソードに、入居者への思いが伝わってくるようでした。

のんで過ごした方のMaAyaでの生活をたくさん聞くことも出来ました。「MaAyaの家」を退居した後も職員の方は関わり続けているようで、私たちは

とても心強く思ったのですが、実際の職員の方の労力は大変なのではと思いました。現在入院中の方もいて気がかりだったのですが、後日その方から持って行ったお土産へのお礼の手紙がこちらに届き、元気になったそうで安心しました。

建物も、職員の方の雰囲気も、柔らかくゆとりがある感じで、私たちスタッフとしても気づかされることの多い施設見学でした。



児童養護に対する想い～先人にきく～第1回 内田信也弁護士

事務局長 中島圭太郎

皆様、事務局長の中島です。前回のニュースレターで連載の大役は終了したと思っていましたが、再びスペースをいただきました。そこで、レラピリカに関わっていただいている、児童養護のエキスパートの方達にお話を伺って、勉強をさせていただこうと考えました。皆様に順番にインタビューをしていきます。ニュースレターのスペースに載せきれない内容については、レラピリカのブログに掲載させていただきます。

第1回は、当法人の理事長でもある、内田信也弁護士にインタビューをお願いいたしました。いつもニュースレター巻頭の記事を書いてもらっていますが、内田弁護士自身の話に触れてもらったのは1回だけなのです。理事長の素顔に迫ればと思います。

な)今回はインタビューを快くお引き受けいただきましてありがとうございます。内田先生は、札幌弁護士会においては子どもに関わる問題を取り扱わせたら右に出るものはいないというイメージです

が、弁護士になられたときから子どもの問題に対して尽力されていたのでしょうか。

う)内輪でインタビューを受けるなんてお手盛りもいいところですが、本当にいいのですか?私が弁護士になったのは、1986年ですが、その頃は、家庭裁判所の事件を取り扱う弁護士なんて本当に少なかったですし、子どもに関わる問題を専門的に取り扱う弁護士なんて札幌ではいなかったんじゃないでしょうか。

私は、弁護士になる前に、青森の家庭裁判所で事務官として働いていた時期がありましたので、弁護士になった後も「内田は裁判所で働いていたらしい、家事事件には詳しい。」というあらぬ誤解があったんですね。そういう周りからの期待を浴びていると「それに応えなければならない!」という気持ちがふつつつと湧いて来まして、家事事件を積極的に取り扱うようになりました。ですから、私こう見えて、札幌の弁護士の家事調停官第1号なんです。家事事件を取り扱う中で、子ども

の問題に積極的に取り組むということは、考えてもいなかったのです。児童相談所に出かけていくということもなかったですし、児童福祉法なんて読んだことすらなかった。

それが変わったのは、もうすぐ21世紀というころでしたかね、日弁連の子どもの権利委員会の委員になってからです。子どもの権利委員会の委員長になりますと、日弁連の子どもの権利委員会の委員を兼務することになりますでしょう、日弁連に行き、東京や大阪の子どもの問題を取り扱う、キラ星のような弁護士と出会うようになったことが、きっかけといえればきっかけでしょうか。

- な)子どもの権利委員会の委員長を交代された後も、日弁連の子どもの権利委員会の委員は続けてらっしゃいますよね。
- う)そうですね。私は、現在は子どもの権利委員会の幹事として、ずっと日弁連には行かせてもらっています。私は、子どもに関わる大きな事件をやった名前が売れたとか、そういうことはないのですよ。日弁連の子どもの権利委員会の活動で、夏季

合宿とか付添人経験交流集会というのがありますが、私は懇親会で名をはせて、日弁連には欠かせない人材だ!と言われて、今に至るのです(笑)。ずっと懇親会の司会をしておりますね、さっき言ったようなキラ星のような全国の弁護士と交流を重ね、親睦を深めるうちに、子どもの権利委員会の一員になったというか、帰属意識が深まっていったわけです。子どもの権利委員会のメンバーは、「子ども族」と言われているのですが、子どものためならば頼まれれば何でもするという弁護士が集まっているわけですが、懇親会での交流を経て、そのような意識が高まっていったと申しましょうか、「要するに宴会要員かい」と揶揄されそうですが、結果的にそうになりました。大阪の弁護士から、「内田さん、あなたは大阪に来ても十分子どもの弁護士としてやっていける。」と言われたとき、弁護士として自信ができました。長い間懇親会の司会を続けていてよかったです(笑)。

続きは、ブログ(<http://rerapirka.blogspot.com>)にて。

スタッフ通信

ご縁があって「のんの」のスタッフとして働かせて頂くことになりました。

初めての勤務日「きっと入居してくる子どもたちもこんな気持ちになるんだろうなあ」と不安を抱きながら出勤すると、優しく迎え入れてくれた子どもにほっとしたことを思い出します。

子どもたちと寝食を共にする生活の中で「おはよう」「おやすみなさい」「いただきます」「ごちそうさまでした」「ありがとう」「ごめんね」という言葉を意識してかけるよう心がけています。子どもに手助けしてもらった時は「ありがとう」と感謝の気持ちを、間違ったことをした時は「ごめんね」と素直に謝る気持ちを伝えていきます。子どもたちに言葉をかけ続けることで、一度も「ありがとう」と言わなかった子どもがある日突然言うてくれたりします。そんな時はすごく嬉しくちょっとほっとした気持ちになります。

時には試し行動の強い子どももいます。「のんの」は傷ついた子どもが羽を休める場所です。「子どもが望むことは極力してあげよう」と思う気持ちと、「ここまでしてあげていいのだろうか」と思う気持ちが同時に生まれ葛藤する毎日です。

「甘えさせること」は充分にしてあげたいと思っ

てしまうのではないかと「甘えさせること」と「甘やかすこと」の違いを再認識し子どもに関わっていくことの難しさを実感します。

子どもが退居した後に子どもとの関わりを振り返ると、「子どもに振り回されてしまったなあ」「もっとこうしてあげれば良かったのかなあ」と反省することが多々あります。子どもたちとの生活の中で子どもから教えられることも沢山あります。子どもにごまかしは通用しません。しっかりと向き合っていくこと、駄目なことは駄目としっかり伝えることを心がけながら子どもたちと関わっていくことが大事だと改めて考えさせられました。

体と心を十分に癒し少しでも自立に向けての力を「のんの」で蓄えられるように、スタッフとして何が出来るのか、きっとできることは少ないと思いますが、子どもたちとの生活の中で見出していったらと思っています。





コタン奮闘記

弁護士 大浦 佳純

レラピリカにおいては、子ども一人につき一人の弁護士(子ども担当弁護士、略して「コタン」といいます。)が就き、コタンが、子どものために、子どもの窓口として様々な活動を行います。もっとも、レラピリカにおいては、コタンのみならず、理事、その他の弁護士、スタッフが、皆で子どもの情報を共有し、子どものためにどのように活動することが良いのか一緒に悩み、今後の対策を考えます。私が最後まで初めてのコタン活動を行うことができたのは、このように周りの方々と一緒になって子どもに関する悩みを共有できたからこそと思います。改めてこの場で感謝申し上げます。

のんのに入居する子どもらは、皆、背景に複雑な、しかもそれぞれ異なる家庭問題を抱えております。そのため、コタンの活動内容は、マニュアル通りにはいかない、正確には、マニュアルに規定しきれないものです。私が担当したA子さんも複雑な家庭問題を抱えており、それ故に、入居のタイミングをいつにするのかとの点が問題となりましたが、このような問題については、その都度適切に考えていくよりほかありません。

入居が決まるまでは長かったものの(担当理事と共に、何度もA子さんと面談しました。)、A子さんは、入居してから1週間も経たずに、運よく退居することができました。1週間も経たないとはいえ、児童相談所、区役所、親等との連絡・調整、のんのへの訪問・会議の開催など、コタンとして行う業務は多く、密度が濃い期間でした。「嵐が過ぎ去った」というような感覚でしょうか。短い期間ながら、子どもと全力で向き合うことの困難さを学びました。

私は以前からのんのの夜間ボランティア(夜から次の日の朝まで泊りがけで子どもらと同じ時間を過ごすボランティアです。)を行っておりました。A子さんのコタン活動中にも、夜間ボランティアの担当日があったため、A子さんとは、A子さん以外の入居者の子らと一緒に夜ご飯や夜のおやつ(入居者の子が作ってくれまし

た。)を食べる、テレビを見ながら会話するなど、コタン活動以外にも部屋で普通の時間を過ごすこともしました。

「ご飯を食べること」、「テレビを見てまったりすること」、通常の人からすれば、これらは当たり前の日常かもしれませんが、しかしながら、このようなことが当たり前ではなく、日々何かに脅かされている子どもらが、のんのに入居してきます。A子さんの日々の生活も、同様に、「衣食住を気にせずに、ただ楽しく皆で食事すること」、「まったりすること」が当たり前ではなく、安心して暮らすことができる環境が脅かされていました。

子どもらの人生の中で、私と過ごした時間は、ほんの僅かなものにしか過ぎないかもしれませんが、ただ、子どもらが、一緒にご飯を食べることの楽しさや子どもらのことを思う人がいたことを一瞬でも思い出してくれるのであれば、それは、何かしら、意味があることではないかと思います。コタンとしては、退居先を探すことが一番のゴールではありますが、そのみならず、子どもらが私と過ごした時間を一瞬でも思い出してくれることを願って、今後も一弁護士として、子どもらのために奮闘していきたいと思えます。



入会・寄付のお願い

子どもシェルターの運営には子どもたちの生活費やスタッフの人件費などで年間1500万円以上の資金が必要です。しかし、行政から支給される公費だけでは不十分で、皆さまからのご寄付を必要としています。皆さまからの温かいご支援をお待ちしております。

■会員として継続的にご支援をいただける場合

レラピリカでは、私たちの活動理念に賛同して入会していただける方を募集しております。

入会を希望される方は、「入会希望」と明記のうえ、希望する会員の種別、住所、氏名、電話番号をFAXまたは郵便でレラピリカまでお知らせください。レラピリカより入会申込書をお送りします。

なお、入会された方には、レラピリカの活動報告やニュースレター、イベント案内などを継続的にお送りします。

■会員の種類

【正会員】 総会で運営方針などについてご意見をいただく会員(個人のみ)

【賛助会員】 資金面で援助していただく会員(個人、団体)

■年会費 ※会員からのお申出がない限り、毎年自動更新となります。

【正会員】 5万円(別途入会金10万円)

【賛助会員】 個人／一口5,000円、団体／一口1万円

■会員にならずご寄付のみいただける場合

匿名での寄付も承っておりますが、可能でしたら、お振込後に住所、氏名、電話番号をFAXまたは郵便でレラピリカまでお知らせください。レラピリカよりニュースレターをお送りいたします。

連絡先

〒060-0042 札幌市大通西12丁目
北海道高等学校教職員センター 5階 北海道合同法律事務所内
電話：011-272-3125 FAX：011-272-3126

寄付及び 会費等の振込先

北洋銀行札幌西支店：普通5170871

特定非営利活動法人 子どもシェルターレラピリカ 理事長 内田信也

郵便振替口座：加入者名 特定非営利活動法人 子どもシェルターレラピリカ
口座記号027109 口座番号101160

ご寄付をいただきました

ご寄付をいただいた皆様に、心より御礼を申し上げます。

ニュースレター第8号にてご紹介させていただいた以降、新たにご支援を頂戴いたしました企業様・団体様をご紹介申し上げます。

(敬称略 2018年5月31日まで)

コストコホールセールジャパン(株)、
北海道信用金庫、
社会福祉法人北海道共同募金会、
一般社団法人北海道CGCみどりところの基金



羽ばたくための 準備をしていきましょう

広い北の大地を
風のように
自由に駆け抜けて
欲しい

●レラピリカに込めた願い

レラピリカとは、アイヌ語で「美しい風」という意味です。
居場所のない子どもたちが、子どもシェルターで生活する間に
少しでも生きる力を蓄え、
子どもシェルターを巣立って行った後は
広い北の大地を風のように自由に駆け抜けて欲しい、
そのような願いが込められています。

声を聞かせて!

2

詳しい事情をお聞きして、どのような支援ができるか検討します。
入所できるのは原則20歳未満の女子で、入所する際は基本的な約束ごとを理解していただきます。
子どもと面談して、入所の意思を確認します。
入所が難しい場合でも、相談にのったり助言をしたりすることもできます。他の専門機関への橋渡しをすることができる場合もあります。

翼が疲れたら…

1

居場所のない子どもや相談を受けた大人・機関は、レラピリカに電話してください。

電話番号

011-272-3125



そして、大空へ…

4

次の生活の場所が見つかったら、レラピリカは卒業です（利用期間は2週間から2か月くらいを目安としています）。
卒業した後も、困ったことや悩みごとがあればいつでも子ども担当弁護士に相談してください。

ようこそ、 レラピリカへ!

3

利用料（食費や宿泊費など）は無料です。
ゆっくり休んで、自立に向けて羽ばたくための力を蓄えましょう。
子ども一人ひとりに子ども担当弁護士がつき、法的な支援や親権者などとの交渉を行います。
家庭への復帰、一人暮らし、住み込み就労、自立援助ホームなど、次の生活の場所を一緒に探します。

卒業後も
困ったことや
悩み事があれば
いつでも
相談できます

特定非営利活動法人 子どもシェルター レラピリカ

〒060-0042

札幌市中央区大通西12丁目北海道高等学校教職員センター5階
北海道合同法律事務所内

電話:011-272-3125 FAX:011-272-3126

ホームページアドレス <http://rera-pirka.jp/>

子どもシェルター
レラピリカ

NEWSLETTER

ニュースレター

NO.09

